

平成 22 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 東邦グローバルアソシエイツ(株)
代表者名 代表取締役社長 黒 田 高 史
(コード番号 1757 大証第 2 部)
問合せ先 取締役 経営本部担当 友 田 純 子
(Tel. 03-5511-1700)

民事訴訟の結果に関するお知らせ

平成 22 年 1 月 21 日付「控訴審判決に関するお知らせ」にて公表しておりました貸金請求訴訟につき、平成 22 年 2 月 3 日付で最高裁判所に上告及び上告受理申立の提起をしておりましたが、本日最高裁判所より本件上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本件事件は、当社を借主、原告を貸主とする、平成 18 年 3 月 29 日付金銭消費貸借契約書及び平成 19 年 3 月 31 日付債務弁済確認契約書(平成 18 年 3 月 29 日付金銭消費貸借契約記載の債務を確認するために作成されたもの)が存在することを理由に、当社が原告より元金 6,300 万円及びそれに付随する確定利息並びにこれに対する弁済期の翌日から支払い済までの年 2 割の割合による約定遅延損害金の支払いを求める貸金請求訴訟を提起されたものです。当社は訴訟において、本件金銭消費貸借契約の証書を所持しておらず、しかも、原告による当社に対する入金履歴は見当たらないこと等を根拠として、当該金銭消費貸借契約の効力はない旨を主張してまいりましたが、平成 21 年 8 月 26 日付にて、原告の主張を認容する旨の第一審判決の言渡しを受け、当社はこの判決を不当と考え、平成 21 年 9 月 4 日付にて当社を控訴人として控訴し、第一審と同様に主張しておりました。しかし、平成 22 年 1 月 21 日付にて、控訴審においても棄却されたため、当社は最高裁判所へ上告しておりましたところ、この度、平成 22 年 5 月 26 日付にて当社の上告を棄却し、かつ上告審として受理しない旨の決定がなされ、その調書決定正本を本日受理しました。

2. 今後の見通し

本件訴訟につきまして、当社は訴訟に対する損失として平成 22 年 3 月末日現在、63,367 千円を見積もり、その損害金を引当金としております。

尚、今回の上告棄却及び上告審を受理しない旨の決定により、63,367 千円の支出が見込まれますが、当該資金につきましては、平成 22 年 5 月 19 日付「新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ」における資金の具体的用途記載のとおり、Enclave Capital Partners LLP の保有する第 9 回新株予約権の行使により調達する予定でございます。

当社は、本件訴訟及び平成 22 年 4 月 15 日付で敗訴が確定いたしました請求異議訴訟につきましては、発端となった一連の契約行為を行った旧経営陣及び契約関連当事者に対し、民事・刑事の両面から責任追及に向けた準備に入っており、その推移は適宜開示致します。

以上